

平成 22 年度 あいち農地・水・環境保全向上対策委員会議事録

開催日：平成 22 年 6 月 3 日(木)

場 所：榎前公民館

< 議 事 >

【説明】

農地・水・環境保全向上対策事業 中間評価について

(委員)

前回の委員会の意見を聞き入れていただきありがとうございます。

営農活動への支援の要件見直しについて、対策を導入していない市町村等に対してどのように導入しやすくするかが課題であると思いますが、県として具体的にどのような取組を考えていますか。

農業者の収益向上についても記入していただきありがとうございます。環境保全の中で育てた農作物をどのようにアピールして消費者に売り込むか、販路を開拓するかという取組も同時に行っていく必要があると思います。この対策からは離れてしまっていますが、県としての経営戦略的な将来展望も教えていただきたい。

(事務局)

営農活動への要件見直しについて、支援要件の 1 つとして、営農活動区域を設定しますが、区域内の農業者の 8 割以上は環境負荷低減活動を行っていただかなければなりません。それとは別に農薬と化学肥料を 5 割減らすという活動も行っています。農薬と化学肥料を単純に 5 割減らすだけではなく、区域内の農業者の概ね 5 割の方が行わなければいけませんし、区域内全体でも 8 割以上の農業者は何らかの環境負荷低減活動を行わなければいけません。地域全体の 8 割以上の方が環境負荷低減活動を行わなければいけませんが、点検シート等も集めたりしなければいけません。兼業農家も多い中そんなことはできないという方もいらっしゃる。また、減農薬活動もまとめて概ね 5 割ということもありハードルは高くなっています。他にも事務自体が非常に大変なこともあります。ハードルを単純に下げるといふ議論もありますが、本当に 8 割以上の方からシートを集めなければいけないのかという事務手続き上のこともあります。ハードルを下げたいとか、事務手続きを簡素化してほしいとかは活動組織からは聞いており、前回の委員会でも委員の発言もありましたので、今回営農活動の要件見直しという形で記載しました。

(委員)

具体的な話をしていただきありがとうございます。今の発言をもう少し記載した方が国に対してはよく伝わる気がします。

(事務局)

あまり細かいことを記載する形の様式にはなっておりません。このような話は国に対しては伝えてありますが、なかなか改正されないため、このような一文を入れさせていただきました。

2点目の収益向上の話ですが、非常に難しい部分ではあります。販売価格は景気がよくないため、なかなか上手に(高く)販売できていないというのが現状です。しかし、収益が上がらない中でも農業自体は振興していく必要があります。うまくやっているプライベートブランド等の紹介等とか、普及員を通じての支援がよいのではないかと考えています。環境負荷低減への助成についても、民主党のマニフェストで環境負荷低減活動の取組を行っている農業者に対して、直接的に補助金を支払っていこうということも言っております。国は新たな食料・農業・農村基本計画の中で戸別所得補償に付け加える形で環境支払いみたいなことをしようとしています。県はなかなか財源がありませんので、補助は国にお任せし、現場サイドの支援を考えております。基本的にはどちらも農業者の経営改善につながっていくものと考えています。

本日は赤松のチンゲンサイのハウスを見学していただきます。JA あいち中央のチンゲンサイ部会は部会としてはいろいろな活動をしております。直接農家の方に聞いていただくのが一番いいとは思いますが、消費者との交流とかエコファーマーになっての農産物のアピール等、先進的な部会となっています。農業者を育てることが、最終的には農家の収益向上につながるのではと思います。少し農地・水事業とは違うかもしれませんが、そのようなことが収益向上につながると思っております。

(委員)

販売ともリンクさせながらという点では別の委員が詳しいと思いますので。

(委員)

農家の方はすごく努力をしています。農薬等の5割減というのは消費者は簡単に言いますが、どれだけ至難の業か農家にしかわかりません。2~3割減でも虫に食われて出荷できないという話も聞き、農家としてはやり損だということも耳にします。国としても県としてもしっかりとバックアップしていただきたいと感じております。

それと同時にもっと消費者に対する啓発をおこなっていかないといけないと考えております。環境保全のやさしい農産物を作っていることが地球を守っているということを認識していただき、少しぐらい高くても買っていただける「安全・安心」ということがわかる資料等を作っていただければと思います。マークだとかシール等を掲げて地域の環境保全のためにがんばっているということがアピールできるような啓発をした方がよいと思います。謳い文句を考えていただければすごく消費者も買いやすいと思います。取組を行っている努力に見合う収入を確保できればよいと思います。COP10で盛り上がり、意識向上にはよい時期でもありますので、ぜひとも環境にやさしい農産物の取組を広げていただきたい。

バナナでもPRのやり方によって、人気のあるなしがあります。その点からPRというのは非常に大事であることがわかります。努力をして農産物を作っているのに、それがわからない形で販売されているのは悲しいことです。人気のバナナは普通のものよりも高いのですが売れています。PR次第では高くても消費者に買っていただけます。新聞や広報等をうまく活用してPRしていくことも大切であると思います。

長野県では長野県認定のマークがあります。そのようなマークがついていると非常に売れると聞きます。

継続は力であるため、この対策は継続させていただきたい。

事務については、農家の経営でも非常に重いものであるため、事務の軽減はさせていただきたい。

(委員)

生態系と景観形成のことについてお伝えしたかったのは、外来園芸品種の単一植栽をもって景観が美しく形成されていることで、外来品種があちらこちらで増えすぎてしまったり、違うところに広がりすぎていて影響を与えていることが危惧されております。よく畦に使っている品種は単年度で枯れてしまい、種を作らないということを知りますが、そのような知識をもっているのであればよいと思います。しかし、ただきれいだからだとか安いだとかで景観形成を行っていることが多様性のことから反していることが伝えられたことです。ここに書いてある一文がどのような形で国に伝わるかが心配です。なにか説明する機会をもって提出するのでしょうか。

(事務局)

提出したあとの動きは国からスケジュールは示されておられません。先ほどの農業経営課と同じように詳細になってしまいますので、その旨を国に伝える形で提出したいと思いません。

(委員)

別の委員がおっしゃっていた PR について、PR という言葉をどこかに入れていただきたい。

短期では結果が出にくい活動の継続性について、もう少し強い言葉で表現できないでしょうか。

事務が大変であると言うことはよく聞きますが、事務をどの程度のところでおさめるかは補助金に係る話があるため難しい問題であると思います。県としてこの程度まで簡素化してくれと言うことを出していくべきではないでしょうか。事務が 1 人に集中してくるということで大変であると思います。

(委員)

先の委員と同じで継続性の一文が気になります。継続性と言うのはここに書いてあること全体を委員は望んでいます。生態系等の継続性のみを望んでいるわけではなく、対策全体の継続性を望んでいるため、その点は注意していただきたい。

今一度資料を確認していただき、自分の意見に齟齬がないか、発言が反映されていないかを見てください。気がついた点がありましたらこの機会に発言をお願いします。

(委員)

伝統野菜は県で取り上げられていますが、そのようなことも取り上げていただきたい。

伝統果実ということはありません。伝統果実も非常に大切であると思います。果実も野菜と同等の重要性があり、白イチジク等は愛知県の伝統果実です。そのような伝統果実のことも取り上げていただきたい。

継続しながら自立する農業を指導されたり守ったりしていただきたい。50年100年単位での取組を切に願っています。

(委員)

伝統果実、伝統野菜はおそらく生態系と野菜をつなぐキーワードの1つであると思いますが、事務局から何かコメントはありますか。

(事務局)

県ではおっしゃるとおり伝統野菜はやっておりませんが、伝統果実までは行っていないのが現状です。よく考えますとリンゴだとかの品種もなくなっているものもありますが、それなりのニーズはあると思います。この取組とは別に重要なことであるため、担当課の方へ伝えたいと思います。

伝統野菜の担当をしているときですが、なぜなくなっていくてしまったのかを考えていました。1つ目は美味しいけど流通する段階で非常に傷みやすかったということがあります。この点につきましては、流通技術の発達により復活している品種もあります。2つ目はまずいというものがあります。これはお年寄りの方はまずいが懐かしいということで購入していただけますが、あまりニーズはないため増える見込みは考えられません。3つ目は作りにくいというものがあります。病気にかかりやすいとか収量が上がらないというものがあり、そのようなものは復活させにくいのが現状です。いろいろな問題はありますので、ニーズが見込めるものは担当課につなげていきたいと思います。

(委員)

白イチジクは後継者がいないと聞いています。今のままでは作る方がいなくなります。白イチジクのニーズは高いです。後継者はいませんが維持していきたいということで、何とかがんばって販売して維持している状態です。美味しくニーズがあるのに後継者の問題でなくなるのは認定していただき後世に残していきたいと思います。

(委員)

それでは、この中間評価は本案により愛知県に報告させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

【了解の意思表示】

(委員)

了解が得られましたので、本案により愛知県に報告させていただきます。

(事務局)

中間評価書(案)につきましては、これで了承されましたが、「継続性」という文言は事務局で案を考え、了解をいただいてから国へ報告させていただきます。